

## 湯村温泉病院指定訪問リハビリテーション事業所運営規程

### (事業の目的)

第1条 医療法人 八香会が開設する湯村温泉病院指定訪問リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問リハビリテーションの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問リハビリテーションを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等になった利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう配慮し、利用者の心身の状況、病歴、服薬歴、その置かれている環境等を把握し、利用者の居宅を訪問して理学療法、作業療法、言語療法、その他必要なリハビリテーションを行う。

- 2 指定訪問リハビリテーションの実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努める。また、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者との綿密な連携を図るとともに、地域の活動と参加に向けた取り組みを提供していく。

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第3条 事業所に勤務する職種、員数及び勤務内容は、次のとおりとする。

医師	1名	以上
理学療法士	1名	以上
作業療法士	1名	以上
言語聴覚士	非常勤1名	以上

- 2 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示に基づき、通院が困難な利用者の居宅を訪問し、リハビリテーションを行う。
- 3 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、利用者の病状、心身の状況、希望等を踏まえて、サービスの目標、具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を居宅サービス計画に沿って作成するものとする。
- 4 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成にあたって、利用者又は家族に対して説明し、同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付するものとする。
- 5 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、必要に応じリハビリテーション会議を

開催し、訪問リハビリテーション計画をもとに医師や居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者と連携を図る。

(営業日及び営業時間)

第4条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日(祝日も含む)  
ただし、12月30日から1月3日までの年末年始は除く。
- (2) 営業時間 月曜日から土曜日  
午前8時30分から午後5時30分までとする。

(利用料その他の費用の額)

第5条 指定訪問リハビリテーションの利用料は、厚生労働省の告示による指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準によるものとし、指定訪問リハビリテーションが法定代理受領サービスに該当する場合は、負担割合証に応じた金額とする。

- 2 指定訪問リハビリテーションに要した交通費は、第6条の実施地域を超えた地点から1キロメートルごとに50円(税別)徴収する
- 3 従業者は、第1項から第3項のことについて、利用者又はその家族に対して事前に文書で理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じることとする。

(実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、甲府市(東は善光寺周辺、南は国道20号まで)、甲斐市(天狗沢・境・島上条・中下条・大下条・長塚・竜地・大袋・竜王新町・名取・竜王・富竹新田・篠原)とする。

(その他の運営についての重要事項)

第7条 従業者は、業務上で知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持する旨に従業者としての雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項については、医療法人八香会の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、令和6年5月13日から施行する。